

【資料2】

地域包括支援センターについて

●地域包括支援センターの役割について

地域包括支援センターは、市が設置主体となり、高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のため、また、住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるように必要な援助を行うものです。

保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が連携しながら、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支えることを目的とした中核機関として位置付けられています。

●地域包括支援センターが行う主な業務について

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務
- ・一般介護予防事業
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ・指定介護予防支援業務

●地域包括支援センターの分割設置について

地域包括支援センターは、平成18年度に直営1箇所を設置し、市内12カ所の在宅介護支援センターと連携しながら業務を行ってきました。

その後、設置より10年が経過した平成28年度より地域包括支援センターの分割設置を旧在宅介護支援センター運営法人への委託により計画的に進めており、平成31年度には市内全地域に設置する予定となっています。

●地域包括支援センター運営協議会の役割について

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営について、地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として設置されています。

また、運営協議会は地域包括ケアの基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築を行うなど、地域包括支援センターの運営や活動を支援していく役割も担っています。